

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 条 例

○北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例……………	(農産振興課)	2
○北海道立北の森づくり専門学院条例……………	(林業木材課)	5
○北海道森林整備等支援基金条例……………	(森林計画課)	5
○北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………	(総務部総務課)	6
○北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例……………	(総務部総務課)	6
○学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(人事課)	7
○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	7
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	8
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	8
○北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例……………	(北方領土対策課)	8
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(総合政策部総務課)	9
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市町村課)	9
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例……………	(環境生活部総務課)	9
○北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例……………	(循環型社会推進課)	9
○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例……………	(生物多様性保全課)	10
○北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例……………	(文化振興課)	10
○北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例……………	(文化振興課)	10
○北海道立体育センター条例の一部を改正する条例……………	(スポーツ振興課)	10
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例……………	(保健福祉部総務課)	11
○北海道立診療所条例の一部を改正する条例……………	(地域医療課)	13

○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………	(医務薬務課)	13
○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(医務薬務課)	13
○北海道保健所条例の一部を改正する条例……………	(地域保健課)	13
○北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例……………	(地域保健課)	13
○北海道がん対策推進条例の一部を改正する条例……………	(地域保健課)	14
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例(障がい者保健福祉課)	(障がい者保健福祉課)	14
○北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………	(障がい者保健福祉課)	14
○北海道計量検定所条例の一部を改正する条例……………	(経済部総務課)	14
○北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例……………	(食関連産業室)	14
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………	(経済企画課)	15
○北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例(科学技術振興室)	(科学技術振興室)	15
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……………	(人材育成課)	15
○北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例……………	(人材育成課)	15
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例……………	(農政課)	16
○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例……………	(食品政策課)	16
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例……………	(畜産振興課)	16
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	17
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例……………	(水産林務部総務課)	17
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例……………	(水産経営課)	17
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(漁港漁村課)	17
○北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(漁港漁村課)	18
○北海道立道民の森条例の一部を改正する条例……………	(森林活用課)	18
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………	(建設部総務課)	19
○河川法施行条例の一部を改正する条例……………	(維持管理防災課)	25
○砂防法施行条例の一部を改正する条例……………	(維持管理防災課)	25
○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(維持管理防災課)	26

○北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例……（維持管理防災課）	26
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例……………（都市計画課）	26
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	27
○北海道公共下水道条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	28
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅課）	28
○北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例 ……………（企業局総務課）	28
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例……………（道立病院局病院経営課）	28
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………（教育庁高校教育課）	29
○北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁生涯学習課）	29
○北海道立美術館条例の一部を改正する条例……（教育庁文化財・博物館課）	29
○北海道立博物館条例の一部を改正する条例……（教育庁文化財・博物館課）	29
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁給与課）	30

**条 例**

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例をここに公布する。  
平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第1号**

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策（第8条－第15条）
- 第3章 北海道優良品種認定審議会（第16条－第21条）
- 第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、道が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) 主要農作物等 主要農作物並びに小豆、えんどう、いんげん及びそばをいう。
- (3) 優良品種 道内に普及すべき主要農作物等の優良な品種として第8条第1項の規定により認定された品種をいう。
- (4) 優良種子 優良品種の優良な種子をいう。
- (5) 品種育成者 優良品種を育成しようとする者をいう。
- (6) 種子生産者 道の委託若しくは第11条第1項の規定による指定を受けて優良品種の種子を自ら生産する者又は当該者に優良品種の種子の生産を委託するものをいう。
- (7) 関係機関等 優良品種の種子の生産に関係する機関又は団体をいう。

（基本理念）

**第3条** 主要農作物等の種子の生産は、優良品種及び優良種子が貴重な財産であるとの認識の下に、優良種子の生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

（道の責務）

**第4条** 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

(品種育成者の責務)

**第5条** 品種育成者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する主要農作物等の優良な品種の育成に努めるものとする。

2 品種育成者は、優良品種を育成したときは、種子生産者が優良種子を安定的に生産するために必要な優良品種の種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

(種子生産者の責務)

**第6条** 種子生産者は、基本理念にのっとり、種苗法(平成10年法律第83号)に基づく生産又は調整に係る基準を遵守すること等によって主要農作物等の適正な栽培を行うことにより、優良種子を安定的に生産するよう努めるものとする。

2 種子生産者は、優良種子を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。

(関係機関等の責務)

**第7条** 関係機関等は、基本理念にのっとり、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとする。

## 第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策

(優良品種の認定等)

**第8条** 知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、北海道優良品種認定審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、優良品種が第1項に規定する基準に適合しなくなったときその他優良品種として適当でなくなったと認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。

5 第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(種子計画の策定)

**第9条** 知事は、毎年度、優良種子の計画的な生産を行うための計画(以下この

条において「種子計画」という。)を定めなければならない。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 優良品種の種子の生産を行うほ場の作付面積

(2) 優良品種の種子の生産量

(3) 優良品種の種子の備蓄量

(4) 前3号に掲げるもののほか、優良品種の種子の生産に関し必要な事項

3 知事は、種子計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(主要農作物の原種及び原原種の生産)

**第10条** 知事は、優良品種(主要農作物に係るものに限る。)の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

(ほ場の指定)

**第11条** 知事は、知事以外の者が経営するほ場において優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を優良品種の種子の生産を行うほ場として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定を受けたほ場(次条第1項において「指定種子生産ほ場」という。)において優良品種の種子が適正かつ確実に生産することができなくなったと認めるときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(ほ場審査及び生産物審査)

**第12条** 指定種子生産ほ場を経営する者(以下この条において「指定種子生産者」という。)は、次に掲げる審査を受けなければならない。

(1) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査

(2) 生産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。

る。

3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に第1項各号に掲げる審査を行わせるものとし、その結果について指定種子生産者に対し通知するものとする。

4 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が定める。

5 第3項に規定する当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、指定種子生産者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

**第13条** 知事は、種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

(知的財産権の保護)

**第14条** 知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

**第15条** 道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 北海道優良品種認定審議会

(設置)

**第16条** 第8条第1項の規定による優良品種の認定(次条において「優良品種の認定」という。)について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第17条** 審議会は、優良品種の認定及びその取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

(組織)

**第18条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業に係る団体の役職員
- (3) 消費者であって、主要農作物等に関する知見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第19条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第20条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

**第21条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第4章 雑則

(規則への委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事が主要農作物等の優良な品種として認めたものであって、優良品種に相当するものは、施行日以後においては、第8条第1項の規定にかかわらず、優良品種とみなす。

3 施行日前に知事が定めた主要農作物等の種子の生産に関する計画であって、第9条第1項の種子計画に相当するものは、施行日以後においては、同項の種子計画とみなす。

4 施行日前に知事が主要農作物等の種子の生産を行うほ場として認めたほ場で

あって、第11条第3項の指定種子生産ほ場に相当するものは、施行日以後においては、同条第1項の規定にかかわらず、同条第3項の指定種子生産ほ場とみなす。

(検討)

- 5 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道立北の森づくり専門学院条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道条例第2号

北海道立北の森づくり専門学院条例

(設置)

- 第1条** 次代の森林づくり（北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）第2条第1号に規定する森林づくりをいう。）を担う者を育成するため、北海道立北の森づくり専門学院（以下「学院」という。）を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立北の森づくり専門学院	旭川市

(事業)

- 第3条** 学院は、次の事業を行う。

- (1) 北海道の林業又は木材産業等（北海道森林づくり条例第2条第4号に規定する木材産業等をいう。以下この号において同じ。）への就業を志す者に対し、林業及び木材産業等に関する専門的な知識、技術及び経営管理能力並びに指導力を習得させるための実践教育を行うこと。

- (2) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(課程等)

- 第4条** 学院に専門課程を置く。

- 2 前項の専門課程に林業・木材産業学科を置く。

(入学検定料、入学科及び授業料)

- 第5条** 学院に入学しようとする者から入学検定料を、学院の入学者から入学科を、学院の学生から授業料を徴収する。

- 2 入学検定料、入学科及び授業料の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 3,250円  
(2) 入学科 8,320円  
(3) 授業料 年額16万3,200円

- 3 入学検定料及び入学科は、北海道収入証紙で納めなければならない。

(証明書交付手数料)

- 第6条** 次に掲げる証明書の交付を請求する者からは、証明書交付手数料を徴収する。ただし、学院に在学する者に係るものについては、この限りでない。

- (1) 卒業証明書  
(2) 成績証明書  
(3) 学科目取得証明書  
(4) その他の証明書

- 2 証明書交付手数料の額は、1通につき400円とする。

- 3 証明書交付手数料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

(入学検定料等の減免)

- 第7条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、入学検定料、入学科、授業料又は証明書交付手数料を減免することができる。

(規則への委任)

- 第8条** この条例に定めるもののほか、学院の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条（これらの規定中入学検定料及び入学科に係る部分に限る。）並びに第8条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

北海道森林整備等支援基金条例をここに公布する。

平成31年3月15日

**北海道条例第3号**

北海道森林整備等支援基金条例

(設置)

**第1条** 森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるために国から譲与される地方譲与税額に相当する額を積み立て、当該施策に要する費用に充てるため、北海道森林整備等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

**第3条** 基金は、第1条の施策に要する費用に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第4号**

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の4.32」を「100分の4.4」に改める。

第3条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第5号**

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「97,000円」を「98,800円」に、「129,600円」を「132,000円」に、「307,800円」を「313,500円」に、「6,200円」を「6,300円」に、「8,100円」を「8,300円」に、「16,900円」を「17,200円」に、「40,900円」を「41,700円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「22,900円」を「23,300円」に、「55,400円」を「56,400円」に、「20,500円」を「20,900円」に、「45,500円」を「46,300円」に改め、同表4の事項中「49,900円」を「50,800円」に改め、同表5の事項中「690円」を「700円」に、「350円」を「360円」に、「1,220円」を「1,240円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。  
平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道条例第6号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

- (1) 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成18年北海道条例第86号）第2条第2項
- (2) 北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）第4条第2号

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道条例第7号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 49 当分の間、指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第1項の指導主事をいう。）である職員（教育委員会の所属に属する公立学校の職員を除く。）の給与の支給に関しては、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）別表第2アの教育職給料表(1)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の教育職給料表と同一の給料表の定め並びに学校職員給与条例別表第3イの教育職給料表(1)等級別基準職務表及び市町村立学校職員給与条例別表第2の教育職給料表等級別基準職務表

と同一の等級別基準職務表の定めがあるものとして、この条例の規定を適用するものとする。この場合において、学校職員給与条例別表第2アの教育職給料表(1)及び市町村立学校職員給与条例別表第1の教育職給料表中「学校職員」とあるのは「職員」と、「に勤務する」とあるのは「並びに教育庁（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第1項の規定により置かれた事務局をいう。）に勤務する」とする。

別表第5アの行政職給料表等級別基準職務表中「(昭和31年法律第162号)」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（教育職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替え）
- 2 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において北海道職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日においてこの条例による改正後の北海道職員の給与に関する条例附則第49項の規定の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級及び号俸は、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）別表第2アの教育職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては同条例の適用を受ける学校職員の例により、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）別表第1の教育職給料表の適用を受ける職員にあっては同条例の適用を受ける学校職員の例により決定する。  
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 前項の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額（北海道職員の給与に関する条例附則第47項の規定の適用がないものとした場合の額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 附則第2項の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額（北海道職員の給与に関する条例附則第47項の規定の適用がないものとした場合の額とする。）に達しないこととなるもの（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、前項の規定

による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 前2項の規定による給料を支給される職員に関する北海道職員の給与に関する条例第19条第5項（同条例第19条の4第4項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、北海道職員の給与に関する条例第19条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年北海道条例第7号）附則第3項又は第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

---

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第8号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,555人」を「7,542人」に改め、同号イ中「1,320人」を「1,301人」に改め、同条第9号ア中「3,636人」を「3,833人」に改め、同号イ中「1,252人」を「1,292人」に改め、同条第10号中「87人」を「95人」に改め、同条第11号ア中「2万2,570人」を「2万3,069人」に改め、同号イ中「1,353人」を「1,365人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

---

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第9号

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限その他の当該勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

---

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第10号

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「15,600円」を「15,880円」に、「22,160円」を「22,570円」に、「19,200円」を「19,550円」に、「42,550円」を「43,330円」に、「5,710円」を「5,810円」に、「8,830円」を「8,990円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「15,670円」を「15,960円」に、「5,410円」を「5,510円」に、「8,420円」を「8,570円」に、「6,700円」を「6,820円」に、「14,890円」を「15,160円」に、「2,760円」を「2,810円」に、「4,260円」を「4,330円」に、「3,670円」を「3,730円」に、「7,090円」を「7,220円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第11号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「神恵内村」を「神恵内村 積丹町」に、「余市町」を「余市町 赤井川村」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては積丹町長又は赤井川村長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第12号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の19の事項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

#### 北海道条例第13号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表32の12の項のA中「20,400円」を「20,500円」に改め、同項のイ(ア)中「57,500円」を「57,600円」に改め、同項のイ(イ)中「94,500円」を「94,600円」に改め、同項のイ(ウ)中「150,500円」を「150,700円」に改め、同項のイ(エ)中「40,300円」を「40,400円」に改め、同表32の13の項のA中「16,500円」を「16,600円」に改め、同項のイ中「22,400円」を「22,500円」に改め、同表34の2の項及び34の3の項中「324,400円」を「324,500円」に改め、同表34の4の項中「235,500円」を「235,600円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第14号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「とき」を「とき（第3号に掲げる施設にあっては、道内で当該道外産業廃棄物の積替え又は保管を行わずに当該施設に運搬するときに限る。）」に改める。

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の北海道循環型社会形成の推進に関する条例第24条第2項の規定は、平成31年6月30日以後に北海道循環型社会形成の推進に関する条例第24条第1項に規定する道外産業廃棄物（以下「道外産業廃棄物」とい

う。)を道内に搬入しようとする同項に規定する道外排出事業者等(以下「道外排出事業者等」という。)について適用し、同日前に道外産業廃棄物を道内に搬入しようとする道外排出事業者等については、なお従前の例による。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第15号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表特定開発行為許可申請手数料の項中「404,300円」を「404,700円」に、「530,200円」を「530,700円」に、「689,000円」を「689,500円」に、「900,700円」を「901,200円」に、「1,082,000円」を「1,082,900円」に、「1,198,300円」を「1,199,200円」に、「220,000円」を「220,100円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第16号

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例(平成2年北海道条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,330円」を「1,350円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第17号

北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例

北海道立総合博物館条例(平成26年北海道条例第91号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の事項(1)及び(2)中「1,000円」を「1,010円」に、「850円」を「860円」に改め、同事項(3)中「690円」を「700円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「1,420円」を「1,440円」に改め、同表の3の事項中「70,900円」を「72,210円」に改め、同表の4の事項中「1,290円」を「1,310円」に、「1,160円」を「1,180円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,760円」を「1,790円」に、「1,440円」を「1,460円」に改め、同表の5の事項中「610円」を「620円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第18号

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例(昭和55年北海道条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表メインアリーナの部中「87,010円」を「88,710円」に、「108,760円」を「110,900円」に、「282,790円」を「288,320円」に、「302,630円」を「308,280円」に、「378,350円」を「385,370円」に、「983,620円」を「1,001,930円」に、「725,160円」を「738,560円」に、「906,460円」を「923,200円」に、「2,356,790円」を「2,400,320円」に、「130,510円」を「133,070円」に、「163,150円」を「166,350円」に、「424,180円」を「432,490円」に、「454,070円」を「462,430円」に、「567,530円」を「578,040円」に、「1,475,660円」を「1,502,900円」に、「1,088,810円」を「1,108,950円」に、「1,360,960円」を「1,386,190円」に、「3,538,570円」を「3,604,090円」に改め、同表サブアリー

ナの部中「24,080円」を「24,740円」に、「30,260円」を「30,940円」に、「78,440円」を「80,420円」に、「84,240円」を「85,990円」に、「105,340円」を「107,490円」に、「273,820円」を「279,470円」に、「202,190円」を「206,010円」に、「252,730円」を「257,520円」に、「657,110円」を「669,540円」に、「36,240円」を「37,110円」に、「45,420円」を「46,410円」に、「117,910円」を「120,630円」に、「126,460円」を「128,980円」に、「158,230円」を「161,250円」に、「411,160円」を「419,210円」に、「303,710円」を「309,320円」に、「379,630円」を「386,680円」に、「987,050円」を「1,005,320円」に、「770円」を「780円」に、「1,680円」を「1,710円」に改め、同表柔道室の部、剣道室の部及び弓道場の部中「13,010円」を「13,240円」に、「15,000円」を「15,270円」に、「35,920円」を「36,580円」に、「770円」を「780円」に、「1,680円」を「1,710円」に改め、同表クライミングウォールの部中「12,990円」を「13,220円」に、「15,000円」を「15,270円」に、「33,190円」を「33,800円」に、「770円」を「780円」に、「1,680円」を「1,710円」に改め、同表講堂・視聴覚室の部中「20,240円」を「20,570円」に、「25,150円」を「25,730円」に、「65,660円」を「66,870円」に改め、同表研修室の部中「16,380円」を「16,680円」に、「18,760円」を「19,100円」に、「49,000円」を「49,900円」に、「10,020円」を「10,200円」に、「12,450円」を「12,670円」に、「25,550円」を「26,020円」に、「4,690円」を「4,770円」に、「5,860円」を「5,960円」に、「14,060円」を「14,320円」に改め、同表特別控室の部中「18,760円」を「19,100円」に、「23,450円」を「23,890円」に、「60,970円」を「62,090円」に改め、同表貴賓室の部中「187,680円」を「191,160円」に、「234,610円」を「238,950円」に、「609,980円」を「621,270円」に改め、別表2の事項中「830円」を「840円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「12,860円」を「13,090円」に改め、同表3の事項中「11,380円」を「11,580円」に、「14,140円」を「14,390円」に、「24,130円」を「24,570円」に、「28,180円」を「28,700円」に、「32,210円」を「32,800円」に、「80,600円」を「82,090円」に、「120,900円」を「123,130円」に、「150,900円」を「153,690円」に、「362,770円」を「369,480円」に、「21,000円」を「21,380円」に、「60,440円」を「61,550円」に、「322,460円」を「328,420円」に、「403,100円」を「410,560円」に、「967,420円」を「985,330円」に、「950円」を「960円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「1,740円」を「1,770円」に、「12,310円」を「12,530円」に、

「31,460円」を「32,040円」に、「5,500円」を「5,600円」に、「15,180円」を「15,460円」に改め、同表4の事項中「326,840円」を「332,890円」に改め、同表5の事項中「12,730円」を「12,960円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第19号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表42の項中「136,600円」を「137,100円」に改め、同表42の4の項中「24,100円」を「24,200円」に改め、同表43の項中「125,600円」を「125,800円」に改め、同表43の2の項中「115,500円」を「115,700円」に改め、同表43の5の項中「24,100円」を「24,200円」に改め、同表43の8の項中「44,300円」を「44,400円」に改め、同表43の12の項中「24,100円」を「24,200円」に改め、同表44の項中「39,100円」を「39,200円」に改め、同表54の2の項のイ中「50,400円」を「51,200円」に改め、同項のイ中「98,800円」を「100,400円」に改め、同表66の項中「4,150円」を「4,200円」に改め、同表74の項中「29,600円」を「29,700円」に改め、同表77の項中「10,900円」を「11,000円」に改め、同表78の項中「7,150円」を「7,200円」に改め、同表80の項中「5,500円」を「5,600円」に改め、同表81の項中「2,600円」を「2,650円」に改め、同表83の項中「11,300円」を「11,400円」に改め、同表89の項のイ中「4,300円」を「4,350円」に改め、同表104の項及び105の項中「9,400円」を「9,450円」に改め、同表112の項中「12,000円」を「12,100円」に改め、同表114の項のイ中「156,100円」を「156,200円」に改め、同項のイ中「140,700円」を「140,800円」に改め、同表115の項中「82,200円」を「82,300円」に改め、同表116の項中「67,600円」を「67,700円」に改め、同表119の項のイ中「129,300円」を「129,500円」に改め、同項のイ中「113,200円」を「113,300円」に改め、同表120の項中「67,600円」

を「67,700円」に改め、同表121の項中「55,500円」を「55,600円」に改め、同表124の項のイ中「93,200円」を「93,300円」に改め、同項のロ中「88,400円」を「88,500円」に改め、同項のハ中「49,400円」を「49,500円」に改め、同表125の項のイ中「72,500円」を「72,600円」に改め、同項のロ中「50,600円」を「50,700円」に改め、同項のハ中「40,900円」を「41,000円」に改め、同表126の項のイ中「50,600円」を「50,700円」に改め、同項のロ中「40,900円」を「41,000円」に改め、同表129の項のイ中「56,700円」を「56,800円」に改め、同項のロ中「54,300円」を「54,400円」に改め、同項のハ中「32,400円」を「32,500円」に改め、同表130の項のイ中「48,200円」を「48,300円」に改め、同項のロ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同項のハ中「28,800円」を「28,900円」に改め、同表131の項のイ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同項のロ中「28,800円」を「28,900円」に改め、同表133の項のイ中「83,400円」を「83,500円」に改め、同項のロ中「78,600円」を「78,700円」に改め、同項のハ中「42,100円」を「42,200円」に改め、同表134の項のイ中「43,300円」を「43,400円」に改め、同項のロ中「40,900円」を「41,000円」に改め、同項のハ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同表135の項のイ中「40,900円」を「41,000円」に改め、同項のロ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同表138の項中「37,700円」を「37,800円」に改め、同表139の項中「214,800円」を「214,900円」に改め、同表140の項中「76,000円」を「76,100円」に改め、同表141の項中「37,200円」を「37,300円」に改め、同表142の項及び143の項中「53,500円」を「53,600円」に、「135,200円」を「135,300円」に、「103,700円」を「103,800円」に改め、同表146の項中「22,100円」を「22,200円」に改め、同表146の2の項中「102,700円」を「102,800円」に改め、同表146の3の項中「32,900円」を「33,000円」に改め、同表146の4の項中「22,100円」を「22,200円」に改め、同表146の5の項のイ中「156,100円」を「156,200円」に改め、同項のロ中「140,700円」を「140,800円」に改め、同項のハ中「87,100円」を「87,200円」に改め、同項のニ中「140,700円」を「140,800円」に改め、同表146の6の項のイ中「142,300円」を「142,400円」に改め、同項のロ中「126,100円」を「126,200円」に改め、同項のハ中「83,000円」を「83,100円」に改め、同項のニ中「126,100円」を「126,200円」に改め、同表146の7の項中「40,000円」を「40,100円」に改め、同表146の8の項中「21,000円」を「21,100

円」に改め、同表146の9の項中「156,100円」を「156,200円」に改め、同表146の10の項中「129,300円」を「129,500円」に改め、同表148の項中「12,000円」を「12,100円」に改め、同表152の項中「3,250円」を「3,300円」に改め、同表152の2の項中「18,100円」を「18,200円」に改め、同表152の3の項及び152の6の項中「3,250円」を「3,300円」に改め、同表152の8の項中「12,000円」を「12,100円」に改め、同表152の9の項中「75,400円」を「75,500円」に改め、同表152の10の項中「51,700円」を「51,800円」に改め、同表152の11の項中「18,700円」を「18,800円」に改め、同表152の11の3の項中「12,000円」を「12,100円」に改め、同表152の12の項及び152の13の項中「53,500円」を「53,600円」に、「135,200円」を「135,300円」に、「103,700円」を「103,800円」に改め、同表154の項中「3,250円」を「3,300円」に改め、同表155の項及び156の2の項中「2,200円」を「2,250円」に改め、同表160の2の項から160の8の項までの規定中「37,700円」を「37,800円」に改め、同表165の2の項中「700円」を「1,800円」に改め、同表165の3の項中「7,750円」を「7,850円」に改め、同表165の4の項中「49,700円」を「50,400円」に改め、同表165の5の項中「4,000円」を「4,050円」に改め、同表165の6の項中「2,500円」を「2,550円」に改め、同表165の7の項中「2,850円」を「2,900円」に改め、同表165の8の項中「37,200円」を「37,700円」に改め、同表165の9の項及び165の10の項中「2,500円」を「2,550円」に改め、同表165の11の項のイ中「44,400円」を「45,000円」に改め、同項のロ中「25,500円」を「25,900円」に改め、同項のハ中「37,200円」を「37,700円」に改め、同項のニ中「18,900円」を「19,100円」に改め、同表168の項のイ中「21,300円」を「21,500円」に改め、同項のロ及び摘要欄イ中「29,300円」を「29,700円」に改め、同表176の項中「ロ」を「ロ(1)」に改め、同表178の項中「若しくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表176の項及び178の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表165の2の項の改正規定 平成31年4月1日

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第20号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の108に相当する率の範囲内で知事の定める率」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第21号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「1万2,400円」を「1万2,600円」に改め、同項第2号中「1万9,300円」を「1万9,500円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第22号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び附則第2項中「第30条の4第2項第12号」を「第30条の4第2項第14号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北海道保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第23号

北海道保健所条例の一部を改正する条例

北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第24号

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例

北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「283,700円」を「289,000円」に、「52,800円」を「53,800円」に、「70,200円」を「71,500円」に、「16,400円」を「16,700円」に、「42,700円」を「43,500円」に、「46,300円」を「47,200円」に、「67,400円」を「68,600円」に、「610円」を「620円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第25号

北海道がん対策推進条例の一部を改正する条例

**第1条** 北海道がん対策推進条例（平成24年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第3号に規定する受動喫煙」に改める。

**第2条** 北海道がん対策推進条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第25条の4第3号」を「第28条第3号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成32年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第26号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「100分の108に相当する率の範囲内で規則で定める率」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

#### 北海道条例第27号

北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

北海道立精神保健福祉センター条例（昭和43年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の108に相当する率の範囲内で規則で定める率」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第28号

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例

北海道計量検定所条例（平成12年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「221,200円」を「221,600円」に改め、同表4の事項中「207,400円」を「208,900円」に改め、同表11の事項中「307,900円」を「308,500円」に改め、同表17の事項中「44,700円」を「44,800円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第29号

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「14,000円」を「14,200円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表の2の事項中「3,440円」を「3,490円」に改める。

別表第2の1の事項中「2,450円以上12,000円」を「2,500円以上12,200円」に改め、同表の2の事項中「4,250円以上69,400円」を「4,350円以上70,700円」に改め、同表の3の事項中「580円」を「590円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第30号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「58,700円」を「58,900円」に改め、同表43の項及び45の2の項中「15,300円」を「15,400円」に改め、同表52の項中「57,000円」を「58,000円」に改め、同表80の項中「8,000円」を「8,200円」に改め、同表95の項中「1,660円」を「1,670円」に改め、同表96の項及び97の項中「890円」を「900円」に改め、同表98の項及び99の項中「790円」を「800円」に改め、同表100の項中「1,110円」を「1,120円」に改め、同表101の項及び102の項中「890円」を「900円」に改め、同表103の項中「850円」を「860円」に改め、同表104の項及び105の項中「780円」を「790円」に改め、同表106の項中「1,260円」を「1,270円」に改め、同表107の項及び108の項中「890円」を「900円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第31号

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「55,700円」を「56,700円」に、「4,650円」を「4,750円」に改め、同表の2の事項中「2,550円」を「2,600円」に、「1,600円」を「1,650円」に改める。

別表第2の1の事項中「2,450円」を「1,650円」に、「44,500円」を「45,300円」に改め、同表の2の事項中「3,850円以上57,500円」を「3,950円以上57,800円」に改め、同表の3の事項中「580円」を「590円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第2の1の事項の改正規定（「2,450円」を「1,650円」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

---

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第32号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「9,620円」を「9,740円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第33号

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,790円」を「3,860円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「12,250円」を「12,470円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「5,310円」を「5,400円」に、「7,060円」を「7,180円」に、「15,760円」を「16,040円」に、「21,670円」を「22,060円」に、「28,900円」を「29,430円」に、「75,510円」を「76,900円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第34号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の項のA中「3,950円」を「3,990円」に改め、同項のイ中「2,890円」を「2,910円」に改め、同項のウ中「2,070円」を「2,090円」に改め、同表4の項中「3,550円」を「3,560円」に改め、同表5の項のA中「18,600円」を「18,700円」に改め、同項のイ中「35,900円」を「36,100円」に改め、同表9の項中「2,210円」を「2,220円」に改め、同表10の項及び11の項中「1,850円」を「1,860円」に改め、同表12の項中「7,910円」を「7,970円」に改め、同表13の項のエ中「4,500円」を「7,400円」に改め、同項のオ中「650円」を「660円」に改め、同項のカ(イ)中「1,780円」を「1,810円」に改め、同表14の項のキ中「1,230円」を「1,250円」に改め、同表17の項のA中「19,260円」を「19,340円」に改め、同項のイ中「46,920円」を「47,080円」に改め、同表18の項中「4,320円」を「4,330円」に改め、同表19の項中「7,400円」を「7,420円」に改め、同表21の項中「8,590円」を「8,650円」に改め、同表22の項中「8,100円」を「8,140円」に改め、同表23の項中「30,070円」を「30,160円」に改め、同表24の項中「12,290円」を「12,360円」に改め、同表25の項中「2,630円」を「2,640円」に改め、同表26の項中「3,750

円」を「3,770円」に改め、同表27の項中「8,280円」を「8,300円」に改め、同表28の項中「2,630円」を「2,640円」に改め、同表29の項中「3,750円」を「3,770円」に改め、同表29の2の項中「10,700円」を「10,720円」に改め、同表29の3の項中「2,630円」を「2,640円」に改め、同表29の4の項中「3,750円」を「3,770円」に改め、同表30の項中「30,070円」を「30,160円」に改め、同表31の項中「12,290円」を「12,360円」に改め、同表32の項中「30,070円」を「30,160円」に改め、同表33の項中「12,290円」を「12,360円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表13の項のエの改正規定は、同年4月1日から施行する。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第35号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「32万3,750円」を「32万7,700円」に改め、同項第2号中「21万7,000円」を「21万9,660円」に改め、同条第3項中「11万5,320円」を「11万6,370円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第36号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「500円以内」を「600円以内」に、「6,550円」を「6,560円」に、「1万2,430円」を「1万2,490円」に、「2万4,300円」を「2万4,730円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（「500円以内」を「600円以内」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第37号**

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「810円」を「820円」に改める。

第7条第2項第1号中「2,690円」を「2,700円」に改め、同項第2号中「2,070円」を「2,090円」に、「2,690円」を「2,700円」に改め、同項第3号中「2,670円」を「2,690円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第38号**

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「6,300円」を「6,400円」に改め、同表18の項中「3,900円」を「4,000円」に改め、同表19の項中「2,400円」を「2,500円」に改め、同表20の項中「14,900円」を「15,200円」に改め、同表21の項中「38,800円」を「39,600円」に改め、同項のア中「5,800円」を「5,900円」に改め、同項のイ中「4,500円」を「4,600円」に、「5,500円」を「5,600円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第39号**

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「810円」を「820円」に改める。

第6条第2項中「2,670円」を「2,690円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第40号**

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項ア(ア)の表を次のように改める。

区 分	利 用 料				
	1月未満	1月以上	3月以上	6月以上	9月以上

		3月未満	6月未満	9月未満	1年まで
1トン未満	800円	2,300円	3,800円	5,200円	5,800円
1トン以上3トン未満	1,300円	3,400円	5,800円	8,000円	8,900円
3トン以上5トン未満	1,500円	4,400円	7,500円	10,600円	11,700円
5トン以上10トン未満	2,700円	7,500円	12,800円	18,200円	20,200円
10トン以上15トン未満	3,900円	11,000円	19,000円	26,700円	29,300円
15トン以上20トン未満	5,200円	13,600円	24,200円	33,500円	36,900円
20トン以上30トン未満	9,700円	25,300円	44,000円	60,900円	67,800円
30トン以上40トン未満	12,000円	32,600円	56,900円	78,500円	87,500円
40トン以上50トン未満	15,700円	41,600円	71,800円	99,300円	110,500円
50トン以上60トン未満	19,300円	51,600円	89,500円	124,200円	137,900円
60トン以上80トン未満	24,800円	66,800円	116,200円	161,900円	179,200円
80トン以上	30,200円 と80トン を超える 20トンご とに5,300 円で計算 した額と の合計額	81,800円 と80トン を超える 20トンご とに15,000 円で計算 した額と の合計額	143,000円 と80トン を超える 20トンご とに26,700 円で計算 した額と の合計額	199,400円 と80トン を超える 20トンご とに37,600 円で計算 した額と の合計額	220,300円 と80トン を超える 20トンご とに41,100 円で計算 した額と の合計額

別表1の事項イ(ア)中「58円32銭」を「59円40銭」に改め、同事項イ(イ)中「27円」を「27円50銭」に改め、同事項イ(ウ)中「24円84銭」を「25円30銭」に改め、同事項ウ中「1円8銭」を「1円10銭」に改め、同表2の事項の表工作物の設置に係る占有の場合の部建造工作物（外径が0.4メートル以上の管を含む。）の項及びその他の占有の場合の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、別表3の事項ア(ア)中「3,400円」を「3,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「5,300円」を「5,400円」に改め、同事項イ(ア)中「108円」を「110円」に改め、同事項ウ中「5円40銭」を「5円50銭」に改め、同事項エ中「1円8銭」を「1円10銭」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第41号**

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に改め、同表2の事項の表建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）の部公共空地の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同部水域の項中「32円40銭」を「33円」に改め、同表その他の敷地の項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第42号**

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理棟学習室の項中「2,610円」を「2,660円」に改め、同表キャンプ場の項中「4,860円」を「4,950円」に、「2,110円」を「2,150円」に改め、同表シャワー室の項中「970円」を「990円」に改め、同表工芸館工作室の項中「710円」を「720円」に、「1,260円」を「1,280円」に改め、同表陶芸館工作室の項中「850円」を「870円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、同表バンガロー（10人用）の項中「11,990円」を「12,210円」に改め、同表バンガロー（4人用）の

項中「5,980円」を「6,090円」に改め、同表宿泊棟の項中「970円」を「990円」に、「1,680円」を「1,710円」に、「20,640円」を「21,020円」に、「14,880円」を「15,160円」に改め、同表森林学習センターの項中「4,860円」を「4,950円」に、「1,760円」を「1,790円」に、「3,640円」を「3,710円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「15,240円」を「15,520円」に、「510円」を「520円」に、「970円」を「990円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第43号**

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

**第1条** 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中14の3の項を14の4の項とし、14の2の項を14の3の項とし、14の項の次に次のように加える。

14の2 建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項（同法第77条の18第1項の指定の効力を失った、若しくは当該指定を取り消された指定確認検査機関が処分を行った同法第6条の2第1項（同法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）	台帳記載事項 証明書交付手数料	1通につき500円	交付申請 のとき
--	--------------------	-----------	-------------

の規定に基づく確認済証の交付、同法第7条の2第5項（同法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付若しくは同法第7条の4第3項の規定に基づく中間検査合格証の交付又は同法第97条の2第1項の規定に基づき設置された建築主事を廃止した市町村の建築主事が処分を行った同法第6条第4項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認済証の交付若しくは同法第7条第5項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付に関するものに限る。）を証する書面の交付

別表第1に次のように加える。

102 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の	特定所有者不明土地の土地使用権等取得 裁定申請手数	次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 損失の補償金の見積額が	裁定申請 のとき
---	------------------------------	--	-------------

規定に基づく土地 使用権等の取得の 裁定の申請に 対する審査	料	10万円以下の場合 27,000円	103 所有者不明土地の 利用の円滑化等に関する 特別措置法第19条第1項 の規定に基づく土地等 使用権の存続期間の延 長の裁定の申請に 対する審査	特定所有者不明土地 の土地等使用権存続 期間延長裁定申請手 数料	カ 損失の補償金の見積額 が1億円を超える場合 360,100円	次に掲げる損失の補償 金の見積額の区分に 応じ、それぞれ次に 定める金額 ア 損失の補償金の見 積額が10万円以下 の場合 27,000円 イ 損失の補償金の見 積額が10万円を超 え100万円以下の 場合 27,000円に 損失の補償金の見 積額の10万円を 超える部分が5万 円に達するごとに 2,700円を加えた 金額 ウ 損失の補償金の 見積額が100万円 を超え500万円以 下の場合 75,600 円に損失の補償金 の見積額の100万 円を超える部分が 10万円に達する ごとに3,400円を 加えた金額 エ 損失の補償金の 見積額が500万円 を超え2,000万円 以下の場合 211,6 00円に損失の補償 金の見積額の500 万円を超える部分 が100万円に達す るごとに3,500円 を加えた金額 オ 損失の補償金の 見積額が2,000万 円を超え1億円以 下の場合 264,100 円に損失の補償金 の見積額の500万 円を超える部分が 100万円に達する ごとに3,500円を 加えた金額 オ 損失の補償金の 見積額が	裁定申請のとき
		イ 損失の補償金の見積額が 10万円を超え100万円以下 の場合 27,000円に損失の 補償金の見積額の10万円を 超える部分が5万円に達す るごとに2,700円を加えた 金額 ウ 損失の補償金の見積額が 100万円を超え500万円以下 の場合 75,600円に損失の 補償金の見積額の100万円 を超える部分が10万円に達 するごとに3,400円を加え た金額 エ 損失の補償金の見積額が 500万円を超え2,000万円以 下の場合 211,600円に損 失の補償金の見積額の500 万円を超える部分が100万 円に達するごとに3,500円 を加えた金額 オ 損失の補償金の見積額が 2,000万円を超え1億円以 下の場合 264,100円に損 失の補償金の見積額の500 万円を超える部分が100万 円に達するごとに3,500円 を加えた金額					

		2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額				500万円を超え2,000万円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額	
104 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 損失の補償金の見積額が10万円以下の場合 27,000円 イ 損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額 ウ 損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額 エ 損失の補償金の見積額が	裁定申請のとき			オ 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額 カ 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合 360,100円	

**第2条** 北海道建設部手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「認定又は」を「認定若しくは」に、「認定を」を「認定又は法第87条の2第1項の認定若しくは同条第2項の規定において準用する法第86条の8第3項の変更の認定を」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の9の項、11の項、12の項及び13の2の項から14の2の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の20の項のアを次のように改める。

ア 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合  
62,000円

別表第1の20の項中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合

228,000円

別表第1の22の2の項中「第53条第4項」の次に「及び第5項」を加え、同表の23の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の44の2の項及び44の3の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の44の4の項中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加え、同項を同表の44の8の項とし、同表の44の3の項の次に次のように加える。

<p>44の4 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物に係る用途変更に伴う工事の全体計画認定申請手数料</p>	<p>51,000円と当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をしたとした場合に納付すべき8の項の第3欄に掲げる床面積の合計の区分に応じてそれぞれ同欄に定める手数料の金額(当該申請に係る全体計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額との合計額</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>44の5 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物に係る用途変更に伴う工事の全体計画変更認定申請手数料</p>	<p>17,600円と当該変更の認定の申請に係る全体計画の変更(当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更)について建築基準法第6条第1項</p>	<p>変更認定申請のとき</p>

		<p>の規定による変更の確認の申請をしたとした場合に納付すべき8の項の第3欄に掲げる床面積の合計の区分に応じてそれぞれ同欄に定める手数料の金額(当該申請に係る全体計画の変更と同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額との合計額</p>	
<p>44の6 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>興行場等使用許可申請手数料</p>	<p>130,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>44の7 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別興行場等使用許可申請手数料</p>	<p>196,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>

**第3条** 北海道建設部手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項のア中「15,000円」を「16,000円」に改め、同表の10の2の項のイ(ア)中「120,000円」を「130,000円」に改め、同表の11の項のキ中「96,000円」を「97,000円」に、「91,000円」を「92,000円」に改め、同表の14の3の項中「75,500円」を「75,700円」に改め、同表の14の4の項及び15の項のア中「50,900円」を「51,100円」に改め、同項のイ中「143,000円」を「144,000円」に改め、同表の16の項のア中「92,900円」を「93,100円」に改め、同項のイ中「143,000円」を「144,000円」に改め、同表の17の項中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の18の項のア中「142,000円」を「143,000円」に改め、同項のイ及び同表の19の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、

同表の20の項のＡ中「62,000円」を「62,200円」に改め、同項のイ及びウ中「228,000円」を「230,000円」に改め、同項のエ中「342,000円」を「344,000円」に改め、同表の21の項中「214,000円」を「215,000円」に改め、同表の22の項及び22の2の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の23の項中「143,000円」を「144,000円」に改め、同表の24の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の25の項中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の26の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の27の項のＡ中「142,000円」を「143,000円」に改め、同項のイ中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の28の項中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の28の2の項中「95,300円」を「95,500円」に改め、同表の28の3の項中「16,000円」を「16,200円」に改め、同表の28の4の項から33の項までの規定中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の33の2の項及び34の項中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の35の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の35の2の項から36の2の項までの規定中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の37の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の37の2の項及び37の3の項中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の38の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の39の2の項中「196,000円」を「197,000円」に改め、同表の40の項及び41の項中「95,300円」を「95,500円」に改め、同表の41の2の項及び41の3の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の42の項中「95,300円」を「95,500円」に改め、同表の42の2の項及び42の3の項中「228,000円」を「230,000円」に改め、同表の43の項中「16,000円」を「16,200円」に改め、同表の44の項中「70,400円」を「70,600円」に改め、同表の44の2の項及び44の4の項中「51,000円」を「51,200円」に改め、同表の44の7の項中「196,000円」を「197,000円」に改め、同表の44の8の項中「70,400円」を「70,900円」に改め、同表の47の項及び48の項中「19,000円」を「19,100円」に改め、同表の64の項のＡ中「143,400円」を「143,600円」に改め、同項のイ中「213,300円」を「213,500円」に改め、同項のウ中「283,200円」を「283,500円」に改め、同項のエ中「423,000円」を「423,300円」に改め、同項のオ中「553,500円」を「553,900円」に改め、同項のカ中「711,900円」を「712,400円」に改め、同項のキ中「944,900円」を「945,600円」に改め、同表の68の項のＡ中「15,900円」を「16,100円」に改

め、同項のイ中「23,900円」を「24,000円」に改め、同項のウ中「31,800円」を「31,900円」に改め、同項のエ中「45,300円」を「45,400円」に改め、同項のオ中「62,100円」を「62,200円」に改め、同項のカ中「99,400円」を「99,500円」に改め、同項のキ中「146,000円」を「146,200円」に改め、同項のク中「215,900円」を「216,100円」に改め、同項のケ中「285,700円」を「286,000円」に改め、同項のコ中「358,200円」を「358,600円」に改め、同表の68の2の項のＡ中「13,400円」を「13,500円」に改め、同項のイ中「21,300円」を「21,400円」に改め、同項のエ中「42,800円」を「42,900円」に改め、同項のオ中「59,500円」を「59,700円」に改め、同項のカ中「96,800円」を「97,000円」に改め、同項のキ中「143,400円」を「143,600円」に改め、同項のク中「213,300円」を「213,500円」に改め、同項のケ中「283,200円」を「283,500円」に改め、同項のコ中「353,100円」を「353,400円」に改め、同表の71の項のＡ(ア)中「15,500円」を「15,600円」に改め、同項のＡ(イ)中「29,500円」を「29,600円」に改め、同項のＡ(ウ)中「52,800円」を「52,900円」に改め、同項のＡ(エ)中「99,400円」を「99,500円」に改め、同項のＡ(オ)中「146,000円」を「146,200円」に改め、同項のＡ(カ)中「192,600円」を「192,800円」に改め、同項のＡ(キ)中「239,200円」を「239,400円」に改め、同項のＡ(ク)中「334,900円」を「335,200円」に改め、同項のイ(ア)中「20,100円」を「20,300円」に改め、同項のイ(イ)中「38,800円」を「38,900円」に改め、同項のイ(ウ)中「76,100円」を「76,200円」に改め、同項のイ(エ)中「136,600円」を「136,800円」に改め、同項のイ(オ)中「220,500円」を「220,800円」に改め、同項のイ(カ)中「295,100円」を「295,400円」に改め、同項のイ(キ)中「369,600円」を「370,000円」に改め、同項のイ(ク)中「521,300円」を「521,800円」に改め、同項のウ(ア)中「99,400円」を「99,500円」に改め、同項のウ(イ)中「146,000円」を「146,200円」に改め、同項のウ(ウ)中「215,900円」を「216,100円」に改め、同項のウ(エ)中「285,700円」を「286,000円」に改め、同項のウ(オ)中「425,500円」を「425,900円」に改め、同項のウ(カ)中「556,000円」を「556,500円」に改め、同項のウ(キ)中「714,500円」を「715,000円」に改め、同項のウ(ク)及び同表の72の項中「950,000円」を「950,700円」に改め、同項のＡ(ア)中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項のＡ(イ)中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項のＡ(エ)中「9,900円」を「10,000円」に改め、同項のイ(ク)中「52,100円」を

「52,200円」に改め、同項のウ(ア)中「9,900円」を「10,000円」に改め、同項のウ(キ)中「71,400円」を「71,500円」に改め、同項のウ(ク)中「95,000円」を「95,100円」に改め、同項のエ(イ)中「26,900円」を「27,000円」に改め、同項のエ(ウ)中「50,200円」を「50,300円」に改め、同項のエ(エ)中「96,800円」を「97,000円」に改め、同項のエ(オ)中「143,400円」を「143,600円」に改め、同項のエ(カ)中「190,000円」を「190,200円」に改め、同項のエ(キ)中「236,600円」を「236,800円」に改め、同項のエ(ク)中「329,800円」を「330,100円」に改め、同項のオ(ア)中「17,600円」を「17,700円」に改め、同項のオ(イ)中「36,200円」を「36,300円」に改め、同項のオ(ウ)中「73,500円」を「73,600円」に改め、同項のオ(エ)中「134,100円」を「134,300円」に改め、同項のオ(オ)中「218,000円」を「218,200円」に改め、同項のオ(カ)中「292,500円」を「292,800円」に改め、同項のオ(キ)中「367,100円」を「367,400円」に改め、同項のオ(ク)中「516,200円」を「516,600円」に改め、同項のカ(ア)中「96,800円」を「97,000円」に改め、同項のカ(イ)中「143,400円」を「143,600円」に改め、同項のカ(ウ)中「213,300円」を「213,500円」に改め、同項のカ(エ)中「283,200円」を「283,500円」に改め、同項のカ(オ)中「423,000円」を「423,300円」に改め、同項のカ(カ)中「553,500円」を「553,900円」に改め、同項のカ(キ)中「711,900円」を「712,400円」に改め、同項のカ(ク)中「944,900円」を「945,600円」に改め、同表の73の項中「52,600円」を「52,700円」に改め、同表の74の項中「31,600円」を「31,700円」に改め、同表の75の項のア中「10,600円」を「10,700円」に改め、同項のウ中「43,200円」を「43,300円」に改め、同項のエ中「73,500円」を「73,600円」に改め、同項のオ中「101,500円」を「101,600円」に改め、同表の77の項のウ中「18,600円」を「18,700円」に改め、同表の90の項のア(ア)中「57,000円」を「58,000円」に改め、同項のア(ウ)中「205,000円」を「206,000円」に改め、同項のア(オ)中「718,000円」を「719,000円」に改め、同項のア(カ)中「180,000円」を「181,000円」に、「426,000円」を「427,000円」に改め、同項のア(キ)中「752,000円」を「753,000円」に改め、同項のア(ク)中「3,240,000円」を「3,250,000円」に、「985,000円」を「986,000円」に改め、同項のア(ケ)中「3,970,000円」を「3,980,000円」に、「435,000円」を「436,000円」に改め、同項のイ(エ)中「601,000円」を「602,000円」に改め、同項のイ(ク)中「4,860,000円」を「4,870,000円」に改め、同表の92の項のイ(ア)中「14,000円」

を「15,000円」に改め、同項のイ(エ)中「109,000円」を「110,000円」に改め、同項のイ(オ)中「394,000円」を「395,000円」に改め、同項のイ(カ)中「675,000円」を「676,000円」に改め、同項のイ(キ)中「1,230,000円」を「1,240,000円」に、「250,000円」を「251,000円」に改め、同項のイ(ク)中「312,000円」を「313,000円」に改め、同項のイ(ケ)中「2,110,000円」を「2,120,000円」に、「717,000円」を「718,000円」に改め、同項のウ(オ)中「589,000円」を「590,000円」に、「141,000円」を「142,000円」に改め、同項のウ(キ)中「373,000円」を「374,000円」に改め、同項のウ(ケ)中「517,000円」を「518,000円」に改め、同表の95の項のア(ア)中「43,900円」を「44,000円」に改め、同項のア(イ)中「85,000円」を「85,200円」に、「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のア(ウ)中「22,500円」を「22,600円」に改め、同項のア(エ)中「164,000円」を「165,000円」に、「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のア(オ)中「56,500円」を「56,700円」に改め、同項のア(カ)中「335,000円」を「336,000円」に、「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のア(キ)中「453,000円」を「454,000円」に、「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のア(ク)中「593,000円」を「594,000円」に改め、同項のア(ケ)中「696,000円」を「697,000円」に改め、同項のイ(ア)中「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のイ(イ)中「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のイ(ウ)中「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のイ(エ)中「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のウ(ア) a 中「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のウ(ア) b 中「457,000円」を「458,000円」に、「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のウ(ア) c 中「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のウ(ア) d 中「796,000円」を「797,000円」に、「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のウ(ア) f 中「1,070,000円」を「1,071,000円」に、「240,000円」を「241,000円」に改め、同項のウ(イ) a 中「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のウ(イ) b 中「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のウ(イ) c 中「300,000円」を「301,000円」に、「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のウ(イ) d 中「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のウ(イ) e 中「462,000円」を「464,000円」に改め、同項のウ(イ) f 中「542,000円」を「543,000円」に、「240,000円」を「241,000円」に改め、同表の96の項のイ(ア)中「26,500円」を「26,600円」に改め、同項のイ(イ)中「49,800円」を「49,900円」に、「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のイ(ウ)中「70,400円」を

「70,500円」に、「22,500円」を「22,600円」に改め、同項のイ(エ)中「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のイ(オ)中「145,000円」を「146,000円」に、「56,500円」を「56,700円」に改め、同項のイ(カ)中「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のイ(キ)中「303,000円」を「304,000円」に、「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のイ(ク)中「393,000円」を「394,000円」に改め、同項のウ(ア)中「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のウ(イ)中「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のウ(ウ)中「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のウ(エ)中「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のエ(ア) a 中「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のエ(ア) b 中「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のエ(ア) c 中「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のエ(ア) d 中「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のエ(ア) e 中「565,000円」を「566,000円」に改め、同項のエ(ア) f 中「240,000円」を「241,000円」に改め、同項のエ(イ) a 中「66,800円」を「66,900円」に、「14,600円」を「14,700円」に改め、同項のエ(イ) b 中「35,200円」を「35,300円」に改め、同項のエ(イ) c 中「98,500円」を「98,600円」に改め、同項のエ(イ) d 中「270,000円」を「271,000円」に、「153,000円」を「154,000円」に改め、同項のエ(イ) f 中「391,000円」を「392,000円」に、「240,000円」を「241,000円」に改め、同表の97の項のア(イ) a 中「98,700円」を「98,800円」に改め、同表の99の項のア(ア)中「6,900円」を「7,000円」に改め、同項のア(エ)中「51,900円」を「52,000円」に改め、同項のウ(ア) a 中「258,000円」を「259,000円」に改め、同項のウ(ア) c 中「594,000円」を「595,000円」に改め、同項のウ(ア) e 中「864,000円」を「865,000円」に改め、同表の100の項のイ(ア) a 中「23,700円」を「23,800円」に、「6,900円」を「7,000円」に改め、同項のイ(ア) b 中「6,900円」を「7,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「78,000円」を「78,100円」に改め、同項のイ(エ)中「51,900円」を「52,000円」に改め、同項のウ(イ)中「78,000円」を「78,100円」に改め、同項のウ(ウ)中「51,900円」を「52,000円」に改め、同表の101の項のウ(イ) a 中「98,700円」を「98,800円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（別表第1中14の3の項を14の4の項とし、14の2の項を14の3の項

とし、14の項の次に14の2の項を加える改正規定に限る。）の規定 平成31年4月1日

(2) 第1条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 平成31年6月1日

(3) 第2条の規定 公布の日から4月を超えない範囲内において規則で定める日

---

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第44号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表鉱工業用水の項中「369,360円」を「376,200円」に改め、同表汽かん冷却用水の項中「69,120円」を「70,400円」に改め、同表農産物加工用水の項中「34,560円」を「35,200円」に改め、同表魚族養殖用水の項中「102,600円」を「104,500円」に改め、同表鉱泉水の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表その他の用水の項中「69,120円」を「70,400円」に改め、別表2の事項の表建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表鉄道及び軌道敷地の項中「86円40銭」を「88円」に改め、同表農耕用敷地の項及び採草及び放牧用敷地の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表漁業及び養殖用水面の項中「21円60銭」を「22円」に改め、同表係船その他に係る水面の項中「32円40銭」を「33円」に改め、同表鉱泉地の項及びその他の敷地の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、別表3の事項中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第45号

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表軌道及び道路用敷地の項中「86円40銭」を「88円」に改め、同表その他の工作物の敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）の項中「1,296円」を「1,320円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第46号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）の項、農耕用敷地の項、植林及び採草放牧敷地の項及びその他の敷地の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、別表2の事項中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第47号

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「32円40銭」を「33円」に改め、同表2の事項中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第48号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に次の1条を加える。

（点検）

**第12条の2** 行為者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 行為者等は、前項の規定による点検のうち規則で定めるものを行うときは、法第10条第2項第3号イの試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものに行わせなければならない。

3 出願者は、第10条第2項に規定する許可の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより、併せて第1項の規定による点検の結果を知事に報告しなければならない。

第23条の2第2項中「第12条の2第2項及び第3項」を「第12条の3第2項及び第3項」に改める。

第27条の2第1号中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に1条を加える改正規定（第12条の2第2項に係る部分に限る。）及び次項の規定 平成31年7月1日

(2) 第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に1条を加える改正規定（第12条の2第3項に係る部分に限る。）並びに附則第3項及び第4項の規定 平成31年10月1日  
(経過措置)

2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第2項に規定する屋外広告業に従事する者であって、北海道屋外広告物条例第22条第1項第1号の講習会の課程を修了したものは、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日から平成34年3月31日までの間、当該改正規定による改正後の北海道屋外広告物条例第12条の2第2項に規定する屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるものとみなす。

3 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の北海道屋外広告物条例第12条の2第3項の規定は、当該改正規定の施行の日以後にされる北海道屋外広告物条例第10条第2項に規定する許可の申請について適用する。  
(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項(2)中「(24)及び(25)」を「(25)及び(26)」に改め、同項(26)中「(25)」を「(26)」に改め、同項中(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、同項(23)中「(19)及び(20)」を「(20)及び(21)」に改め、同項中(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(19)から(21)までを(20)から(22)までとし、同項(18)中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改め、同項中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) 条例第12条の2第3項の規定による点検の結果の報告の受理（(14)に掲げる事務に係るものに限る。）

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3 ホッケー・サッカー場の項中「4,950円」を「5,040円」に、「3,560円」を「3,620円」に改め、同表ラグビー場の項中「3,560円」を「3,620円」に改め、同表水泳プールの項中「14,300円」を「14,560円」に、「26,900円」を「27,390円」に、「53,500円」を「54,490円」に、「2,070円」を「2,100円」に、「3,640円」を「3,700円」に、「7,250円」を「7,380円」に、「1,120円」を「1,140円」に、「650円」を「660円」に、「2,210円」を「2,250円」に、「1,110円」を「1,130円」に改め、同表テニスコートの項中「3,560円」を「3,620円」に改め、同表体育館の項中「2,900円」を「2,950円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「9,300円」を「9,470円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,990円」を「2,020円」に、「3,560円」を「3,620円」に、「970円」を「980円」に改め、同表軟式野球球場の項中「3,730円」を「3,790円」に改め、同表硬式野球球場の項中「4,770円」を「4,850円」に、「14,800円」を「15,070円」に、「21,400円」を「21,790円」に、「8,940円」を「9,100円」に、「25,100円」を「25,560円」に、「42,800円」を「43,590円」に改め、同表陸上競技場の項中「5,990円」を「6,100円」に、「970円」を「980円」に改め、同表合宿所の項中「4,860円」を「4,950円」に、「6,080円」を「6,190円」に改める。

別表第4中「630円」を「640円」に、「710円」を「720円」に、「1,150円」を「1,170円」に改める。

別表第5の1の事項(1)中「850円」を「870円」に、「870円」を「890円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同事項(2)中「1,500円」を「1,530円」に、「1,310円」を「1,340円」に、「2,270円」を「2,310円」に改め、同表の2の事項(1)中「770円」を「780円」に、「3,920円」を「4,000円」に、「20,200円」を「20,560円」に、「510円」を「520円」に改め、同事項(2)中「970円」を「990円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「19,800円」を「20,210円」に、「530円」を「540円」に改め、同表の3の事項(3)中「540円」を「550円」に改め、同表の5の事項中「950円」を「960円」に改める。

別表第6の1の事項中「1,340円」を「1,360円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「2,210円」を「2,250円」に改め、同表の2の事項中「750円」を「760円」

に、「3,820円」を「3,890円」に、「19,800円」を「20,160円」に、「39,600円」を「40,330円」に改める。

別表第7の1の事項中「690円」を「700円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「2,810円」を「2,860円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第50号

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「4,860円」を「4,950円」に改め、同項第2号中「189円」を「192円50銭」に改め、同条第3項中「4,860円」を「4,950円」に、「2,430円」を「2,475円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、同日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するものについては、この条例による改正後の北海道公共下水道条例第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第51号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第58条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第52号

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例（昭和42年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、同日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するものについては、この条例による改正後の北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第53号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の108に相当する率の範囲内で管理者の定める率」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第54号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「2,670円」を「2,680円」に改める。

別表第3中「2,070円」を「2,080円」に、「2,670円」を「2,680円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第55号

北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例

北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「690円」を「700円」に改め、同表4の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表5の項中「620円」を「630円」に、「2,860円」を「2,910円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第56号

北海道立美術館条例の一部を改正する条例

北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項(2)中「820円」を「830円」に、「660円」を「670円」に改め、同表の3の事項中「760円」を「770円」に、「650円」を「660円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「920円」を「930円」に、「2,030円」を「2,060円」に、「1,580円」を「1,600円」に改める。

別表第3の1の事項中「92,170円」を「93,870円」に、「2,680円」を「2,720円」に、「3,580円」を「3,640円」に、「5,120円」を「5,210円」に、「12,310円」を「12,530円」に、「14,200円」を「14,460円」に、「23,620円」を「24,050円」に、「6,150円」を「6,260円」に、「8,190円」を「8,340円」に、「12,920円」を「13,150円」に、「4,780円」を「4,860円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「9,450円」を「9,620円」に改め、同表の2の事項中「85,080円」を「86,650円」に、「10,710円」を「10,900円」に、「12,740円」を「12,970円」に、「19,390円」を「19,740円」に改め、同表の3の事項中「42,540円」を「43,330円」に、「10,710円」を「10,900円」に、「12,740円」を「12,970円」に、「19,390円」を「19,740円」に改め、同表備考2の事項中「85,080円」を「86,650円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第57号

北海道立博物館条例の一部を改正する条例

北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項(1)中「950円」を「960円」に、「770円」を「780円」に改め、同事項(2)中「950円」を「960円」に、「790円」を「800円」に改め、同事項(3)中「950円」を「960円」に、「770円」を「780円」に改め、同事項(4)中「1,410円」を「1,430円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「2,320円」を「2,360円」

に、「1,720円」を「1,750円」に、「3,520円」を「3,580円」に、「2,730円」を「2,780円」に改め、同表の2の事項中「85,080円」を「86,650円」に、「12,310円」を「12,530円」に、「14,200円」を「14,460円」に、「21,800円」を「22,200円」に改め、同表の3の事項中「85,080円」を「86,650円」に、「12,310円」を「12,530円」に、「14,200円」を「14,460円」に、「29,100円」を「29,630円」に、「10,710円」を「10,900円」に、「12,740円」を「12,970円」に、「25,700円」を「26,170円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

---

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第58号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第12条第2項の規定の適用については、同項第4号中「2,700円」とあるのは、「3,600円以内で人事委員会が定める額」とする。